

平成 31 年度 住宅まちづくり部建築設計業務入札参加資格者の区分基準

(目 的)

第1 この基準は、住宅まちづくり部（タウン推進局、都市空間創造室を除く）が条件付一般競争入札により平成 31 年度に発注する建築設計業務の入札参加資格として設定する「入札参加資格者の区分（以下「区分」という。）」について、住宅まちづくり部測量・建設コンサルタント等条件付一般競争入札実施要領第3条に基づき必要な事項を定める。

(区分の対象)

第2 区分の対象は、「建築設計・監理」について、平成 30・31 年度測量・建設コンサルタント等競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）名簿に登載されている者（以下「対象者」という。）とする。

(区分の方法)

第3 評価点数算定基準に基づき算定された評価点数の合計点により、別表1のとおり対象者の区分を定めるものとする。

2 評価点数の算定に用いる有資格者数は、競争入札参加資格の申請書類（以下「申請書類」という。）に記載された府内の営業所（大阪府と契約する営業所）に在籍する有資格者の数とする。ただし、第4の大阪府が定める期間に変更等届（様式1）の提出があった者については、変更等届に記載された有資格者の数とする。

(別表1)

区 分	評価点数 合計点
I	40 点以上
II	25 ～ 39 点
III	2 ～ 24 点

【評価点数算定基準】

別表2の有資格者（1）に掲げる者の数に5を、有資格者（2）に掲げる者の数に2を、それぞれ乗じて得た数値を合計したものとする。

(別表2)

有資格者（1）	有資格者（2）
建築士法による1級建築士の免許を受けている者	建築士法による2級建築士の免許を受けている者
	社団法人日本建築積算協会の行う建築積算士（建築積算資格者）試験に合格し、登録を受けている者

※ 建築士と建築積算士の両方の資格を持つ者は、重複して計上する。

(有資格者数の変更等)

第4 府内の営業所に在籍する平成31年2月1日現在の有資格者数(以下「現況資格者数」という。)を用いて第3第1項の規定により区分した結果が、公表されている平成30年度区分結果と異なる者は、大阪府が定める期間に変更等届を提出するものとする。

2 前項に該当しない者でも、現況資格者数を用いて第3第1項の規定により区分した結果について大阪府が定める期間に変更等届を提出することができる。

(区分の公表等)

第5 第3に基づき定めた区分は、公共建築室のホームページで公表するものとする。

2 公表した区分に対する疑義申し立ては、公表日より7日間(土日祝日を除く)とする。

3 競争入札参加資格の随時申請により、新たに対象者となった者の区分は、競争入札参加資格認定日と同日に公表するものとする。

4 公表した区分は、変更できないものとする。

(区分の有効期間)

第6 第5で公表した区分の有効期間は、平成32年3月31日までとする。

(発注する業務委託に対応する区分)

第7 発注する業務委託に対応する区分は別表3を基本とし、業務内容に応じて案件毎に設定するものとする。

(区分についての審査)

第8 発注する業務委託における第7で設定した区分への適否についての審査は、落札候補者から提出された技術職員調書(様式2)に基づき行うものとする。

2 落札候補者について前項の審査を行い、入札参加が認められない区分であった場合、その者が提出した入札書は無効とする。

3 落札候補者が第4の変更等届を提出している場合は、提出された変更等届を第1項の技術職員調書とみなす。

(別表3)

区 分	発注する委託業務の予定価格			
	500万円以上	300万円以上 500万円未満	200万円以上 300万円未満	200万円未満
I	○	○		
II	○	○	○	
III		○	○	○

○：入札に参加することができる区分

附 則

この基準は、平成31年1月30日より施行する。

(様式1)

有資格者数の変更等届

平成31年 2月 日

大阪府知事 様

所在地
商号又は名称
代表者名
担当者： (TEL)
業者(ID)番号

平成31年度住宅まちづくり部建築設計業務入札参加資格者の区分基準第4に基づき、有資格者数の変更等届を提出します。

記

1. 区分結果について (該当するものに○を付けてください)

平成30年度 I・II・III (現在ホームページで公表されている区分)

平成31年度 I・II・III (2で算出した区分)

→区分の変更の有無 (該当するものに○を付けてください)

有・無

2. 平成31年2月1日現在、府内営業所に在籍する有資格者数

①欄に有資格者数を入力し、評価点数を記載してください

	有資格者数 ①	評価点/人 ②	評価点数 ①×②
一級建築士		5	
二級建築士		2	
建築積算資格者		2	
		計	

※ 記載する有資格者数の内訳を技術職員調書に記載してください。

* 本届は、技術職員調書を添付のうえ、受付期間中(平成31年2月1日~2月14日)にメールで提出願います。

* 本届は、有資格者の異動等により区分結果に**変更が生じる場合は必ず提出してください**。上記2で算定された評価点数の合計点から、該当する区分を確認(下表参照)してください。

区分	評価点数 合計点
I	40点以上
II	25 ~ 39点
III	2 ~ 24点

* 現在の区分は、下記ホームページで公表しています。

http://www.pref.osaka.lg.jp/koken_keikaku/hattyu_kennkonn/h30_kenchikushikaku.html

(様式2)

技術職員調書

業者(ID)番号	
業者名称(商号)	
府内営業所名	

平成31年2月1日現在

技術職員氏名	資格	登録年月日	登録番号
	建築士(一級・二級)		
	建築積算資格者		
	建築士(一級・二級)		
	建築積算資格者		
	建築士(一級・二級)		
	建築積算資格者		
	建築士(一級・二級)		
	建築積算資格者		
	建築士(一級・二級)		
	建築積算資格者		
	建築士(一級・二級)		
	建築積算資格者		
	建築士(一級・二級)		
	建築積算資格者		
	建築士(一級・二級)		
	建築積算資格者		
	建築士(一級・二級)		
	建築積算資格者		

* 資格は、一級建築士、二級建築士、建築積算資格者から選択。一級建築士と二級建築士の両方を有している者は、一級のみ記載すること。また、一級建築士で構造設計一級、設備設計一級を有するものは重複して記載しないこと。なお、建築士と建築積算資格者の両方を有している者は両方を記載すること。

* 平成31年2月1日現在、府内の営業所(大阪府と契約する営業所)に在籍する有資格者のみ記載すること。

* 技術職員調書に資格者証等の写しの添付は必要ありません。